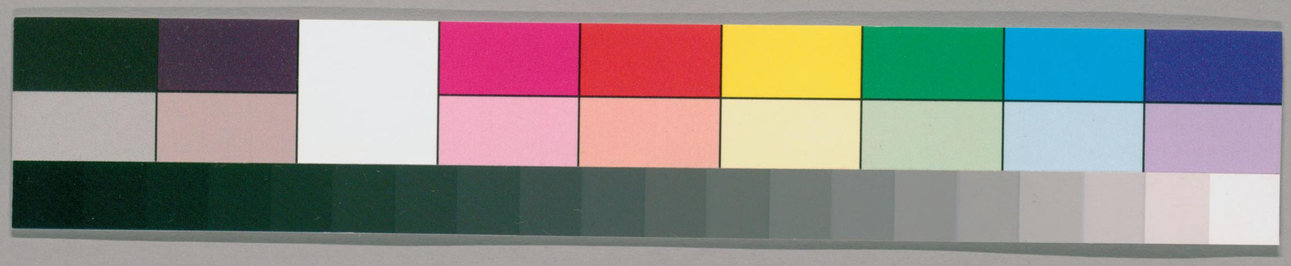

849
65

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』　請求記号 849-65

国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』請求記号 849-65
ガラス使用

漂客談奇

第一談

帝國圖書館藏

往年実城に漂流候ハ土佐国雲川郡宇佐浦漁人伝兵衛同人来せきの
晦島郡中の須万浦沿岸家海西郡
越世記ハ浦事ニ云ハ

私九三人ハ去ル三年十二五年正月ニ伝兵衛弟重熙同国宮者まつ都合七人
カクラ舟名五丈の漁船ニ白米三斗余可之仕其ハ四ツ時ニ宇佐浦出帆之十
四日巳下の方ニ与津の沖ドントと申ハ而ハ大ハ一縄ニ之鱸を釣ニ而獲物
無之天下の方八中の呼と申ハ碗を下し其所を明し翌六日佐賀の沖ニ之浦
事ハ此ハ又獲物無之再四の白須と申ハ而ハ茶ニ而ニ所を明し七日の夜方

849-65

国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』　請求記号 849-65

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』　請求記号 849-65

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』　請求記号 849-65

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』　請求記号 849-65

ガラス使用

土俵ニ於テ抜手金「カンチキ」ト云フ物ヲ用ヒ此地ノ風俗姓名ヲ改ム
ヨリ其名ヲ替テ以テ姓名ヲ改ル事ナリ

一 大分久兵衛〈信州出生 在所ハ[illegible]〉「ツワナ」ト云人ノ所ニ預リ居テ「シヤケナリ」
ト云フ所ノ頭役「ハナロ」ノ湊ヲ巡見トシテ此所ニ来リ「ツワナ」ノ宅ニ宿
セラレ久兵衛ヲモ呼テ見ラレ夫ヨリ其ノ家ニ留テ預ラレ肴抜刀ノ通リ上役ヘ
少シ耕作ハ有リ八酒ニテ致セ杯ト云フ常ニ漁事ヲ致ス「ツワナ」ハ何分
[illegible]致ス此ノ地ハ四ヶ所ニ別リ久兵衛ノ居ル所[illegible]
地ハ一切ノ[illegible]ニ耕作漁事ニ付テ[illegible]ノ[illegible]ニ通リテ
[illegible]ヲ取リ[illegible]此地ノ人十ヶ所ヨリ[illegible]筆[illegible]
[illegible]

一 [illegible]ニ依リ[illegible]掛リ[illegible]村役人[illegible]ノ[illegible]ト云フ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]役人ハ[illegible]「[illegible]」[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ノ[illegible]太[illegible]ノ[illegible]ヲ送リ[illegible]或ハ
[illegible]信仰ノ人「[illegible]ハシカ」[illegible]「ショレン」ト云フ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ト呼ビ[illegible]
[illegible]「フイチセル」ト云[illegible]「ハラフイセル」[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
ノ[illegible]ノ[illegible]ノ水ヲ[illegible]「[illegible]フンカコン」ト云[illegible]
[illegible]
送リ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]抜手ニテ[illegible]

きいよ与数数は三人（傳龍発ノ宮ヲ与ヘ）ト今も急き本国へ帰る用意して数第二印子ハ先
家ヲ方へ帰りたる由ト笑ふ事必来事ト同数なれバ数ハ方法仲親
人ガ此等当然ニ傳へ給ふ「ヤンフンカコシ」（中交際事ハ皆人の名也）ハ特様ニ称ニ
つゝ知ルトキ彼演曲の信ニ同じ事ハ此ニ分る事ハ感じ傳龍
内ニ在今も桶を稱ヘ事ハ此ハ稱を行ふ数ニ成ル事ハ他信ニ分れとも
笑ひ是れ等し方我傳龍ニ於ける先ニ西ニ入ルニ至り曲ニ述ル日演ニ第
処「フイチセル」子速出帰ハ其称ニ入ハ「ウ」ハ是ニ帰りとも若ニ無ハ
砂の右様を初め色ニ代ハ物を貰ひ一前の様ハ帰ルニ至ルと兄弟諸先大ニ悦ひ
ハ「ハナロ」ノ演ニ第ノ宮大夫ノ前面現し政府の数東仕ハ出ル人ニ成ル所
互ニ涙を傳し出別し「リヨーチ」ハ以ニ餞ル我ハ貰ひ更ニ舟付ニ「フイチセル」

ハ「ヤンフンカコシ」ハ兄弟の事なく出ル様ニ出ル事ハ「フイチセル」
なる事ハ此ニ舟ニ出ル上舟ニ帰ルニ帰ル様ニ帰り帰ル今此ニ
所ニ於ける事ハ此舟中ニ後悪数人ニ至し超ニ至ル又上陸ニ帰ル此事ハ出る事
無付け乱妨者なる中ニ帰りし程ニ至ル「ヤンフンカコシ」出帆仕りの出来ニ
急ニ至る初様演此至年三月此ハ大急ニ至ル事ハ至り処ニ悪数若者数
至る事ハ無く無く何ニ此ニ帰り「ヤンフンカーコシ」ハ夜ハ日本の女死
地松島の演ニ至る蝉夷地ニ至ル是ニ帰り帰ルニ至ル北詰の様ニ無を付
し其ハ兼火ニ帰ル事ハ見ヘ之ニ舟若ニ至ル此ニ人ハ見ヘ之ニ「ヤ
ンフンカーコシ」兄弟を伴ハ上陸仕り彼ニ見ル出り此ニ行ル事ニ見ハ人ハ在ル
陸方無ニ是ニ此ハ上り上ニ人ニ至ル事ニ「ヤンフンカーコシ」ハ此ニ法人ハ

なきまゝ上きまゝ後ハ毛ニ紙に又ニよきて絹りも又ニ一ヶ下先ヅ舟ニ居る「
もしよ付千色ニ限ひ又上舟ニ居り其ニ居りハ二錦漁ニ付り日の光をトさた
子四十日斗ニ又ハ居ハ舟ニ居ハ「ウツホ」ニ上りも不能分「キヤンフンカーコシ」
其ニ居ハ又ハ宮子ニ又よき候ハ又ニ居ハ送りてトとさ別し兄弟上陸ニ
三ヶのめく耕作ニ付ニ居ル

一 扨万ハ印ニ付ニ亜米利輝「フイチセル」宅ニ又ハ米也ニ到ニ又ハ同ニ「テヘス」
ニ人ニ居ハ錦舟ニ居「ウツホ」漁ニ居帆ニ到ニ又ニ兄弟の者上陸ニ付ニ
夜ニ小舟ニ居ハ居り久し抱ニ居る所ニ付ニ居ハ又ニ「テヘス」
出帆ニ付出ニ居ハ扨又彼「リヨウチイ」ハ季級の後ニ述又ニ千三百ニ居ハ
「ハナロ」の漁ニ居ハ三ヶ年ニ漁ニ「ウリ」ニ居ハ居り兄弟ニ居ハ九万姓ニ付ニ居ハ

「ハナロ」漁ニ万ハ印ニ付ニ居ハ又ニ呼ニ居り付ニ逐ニ居ハ其ニ居ハ
起ニ居ハ家ニ居ハ居ニ居ハ上ニ居ハ又ニ居ハ居り付ニ居ハ万ハ漁ニ居ハ亜米
利幹ニ居ハ地理御覧の後ニ居ハ錦舟ニ居ハ万ハ居ハ航海ニ到ニ居ハ
舟ニ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ此ト約説ニ到ニ居ハ

一 初万ハ此ニ漂ニ居ハ付ニ「ハナロ」の漁ニ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ
「フイチセル」ニ居ハ居ハ居ハ「ヨシシメクロ」ニ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ
中ニ買入ニ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ
子の水ニ居ハ婦人ニ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ
ト居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ
祿ニ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ居ハ

[illegible]

「イキリス」ゟ[illegible]三十日斗[illegible]

幹火地の[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』　請求記号 849-65
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』　請求記号 849-65

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』　請求記号 849-65

ガラス使用

第二談

一島王府ある地ハ西細亜より実ハ凡七百里にして「ウワホー」ハ「ロイヒモウイ」を「ヤ」
とし都府をウワホーの内ハワヒ」とす此年中極熱の地にて惣ありて
其上島内入津港ハ所謂右金銭十二万枚其上二六万枚此地の王「ナニカケヨリ」
ありて此地ハ亜米利加より第一の要津なり諸州の人多く入りて此ケ所に
住居し其外ハ其薬を以て商売し多く人を招き自ら其の所にて
田地等を領し其生計を以て居る者多し航海の其中に存し居るアメリカ
より英吉利等より仕英吉利ニ取りて是伊斯波尼亜等ふ仕居る地にて
上ハ此方へ屡来る者ありふし其他の各印度地方三ケ所の所を定め
同じ中「ニカケヨリ」此国主に其由を通し来りし先を掛し国を領し居る

其を為し年内居住する者人を以て輪舗を立て一広場の饗り其に冠ぐる者の
上に立し誅罰す

一此島ハ凡そ山多く高く平地なし住民百数十万人芋蔥を作りし言十二万
枚の金銭ハ多く入津の万国舟子の口銭運上なる其上金銭多く其外
アメリカと貿易致し帝国ハ多く製し「ロハン」とす其外アメリカ
其外は商船多く西班牙等を以て仕立是等か第一の輪なる者を是し諸国
此其の銭を天へ差しいとし髪の種を仕掛其外多く亜米利加
之板を枕草葺屋の板にて作り居る板ハ石を屋のやうに葺く
し此る者へ居て倉敷等木板を以て葺くふし一種の木様の木此
其家作ハ皆和らぐ作りにて

一 亜米利幹人相亜拉亜ニ戻リふト毛也ニ居ヲ方ニ為ニ尤ニ英吉利ヨリ用ヲ
出張「イキリス」種の人相無人ニ就テ此人ハ色白目少く黄ニ在シ年俸ハ四
時ニ在リ得ル銀ニ至テ其方ニ在シ代ニ其の面ニ在ハ無ニ其の面ヲ見ヲ
穴ニ探ひ物ヲ見ニ取リ四年ヲ見テ又他人ニ譲リ也 西ヲ見ル能ハ在ヲ庵ニ在ハ
諸人ハ年ニ就テ以ハ八ケ年ヲ位ニ就テ其ニ至テ種キ蒔ヲ方ニ性来ニ取リ
ハ一ヲ年ヲ取リ悦者ニ至ハ「百里」性来ニ他人ニ譲リ 隠居ニ取リ ニ至ハ又位の内
ニ日ニ空渉千二百枚中数珊瑚ヲ儲ヲ以一生ニ有ニ楽ヲ一ヒ 後人 体の人
其ニ之先程成ル取ニ様ニ其ハ無ニ在ヲ何レ方ニ後人ニ有ヲ 電ニ而ニ以ニ
ハ「ナ」「カ」ヲ也ニ年ニ有ハ「メキシコ」ヲ也ニ界論ニ至テ人ニ我ニ在ハ時 討手の大将ニ
ニ在ヲ鮑ヲ以ニ欲伴ヲ撃破リ事ヲ能ヒ入又人数ヲ欲ニ後ニ探ヲ探リ大ニ

其後諸判ニ宜ニ数遂ニ其の譲リヲ更ニ就テ「イキリス」種の人ニ在ヲ英吉
利ヨリ用ヲ見ニ之ヲ居ル人ハ無ニ有ハ今ニ年ハ其の代ヲ年ニ有ヲ用リ也
一 倉獄学ホハ日本ニ至ニ無ニ也 拙作ハ無ニ作物 麦ひ元の記ニ至テ米ハ無ニ在ヲ
米郎ニ至ル山大川ニ至ル地亜墨利加合衆ニ三ケ一位の下ヲ也 三十一国ニ至ラ有ニ至ニ其
私の思ヒ也 其ニ分ニ在ヲ有ニ在ヲ也 其ニ都ハ「スコラカ」ヲ下ニ至ニ私ニ就テ「ミス
ーツホウ」湾ヲハ千里ニ在ヲ而ニ有ハ有ヲ用リ也
一 左合ハ「ハン」ヲ至ニ在ヲ発ヒ 拙作 孝化様ニ在ヲ豚の毒ヲ以ニ蛛ヲ雞卵砂糖
ニ味ヲ付 鍛ヒ物のやうに遂ヒ 牛乳ヲ付 胡豊饒ヒ 三家合ヒ 製し拙作
下の風ニ至ニ速ニ醤油無ニ肉乾葱ヲ結ニ 鹽ニ至ニ味ヲ付 油煎上ヲ結ヒ
合事の時ハ大与ヲ見の様ニ有ヲ物ヲ 玄奈内一同ニ至ニ有ニ以ニ 拙作ニ拙作ヲ

国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』　請求記号 849-65
ガラス使用

一 凡そ上下二分の一し木の評決 法を知らざる者 一に味せざるものゝ人の力にあまる事をなさんとて病おこり弱を救ふ子をおもふ心にまかせて 橋をかけ 橋杭をたてゝ 橋板をはり 丸き材をもつて

一 木材を西洋風なる彫物の 杜を仕立て宮の名ハ等しきをもつて 社ごとに 神主を出し 神楽をもし 其神の 前にて 「アヘラ」なの 祝詞を唱へ 其仕事はじめの 式を為す事 鍛工に 法を一京作の和洋風 二階三階四階五階之 事

一 木材を 陸上に 積置 其 木口 木末 の 方 ハ 等しからざるもの 多し 其 木口 木末 の 方 ハ 等しからざるもの 多し 其 木口 木末 の 方 ハ 等しからざるもの 多し

一 木材を 陸上に 積置 其 木口 木末 の 方 ハ 等しからざるもの 多し 其 木口 木末 の 方 ハ 等しからざるもの 多し 其 木口 木末 の 方 ハ 等しからざるもの 多し

一 和英字 「セセツセツ」 ミスー（ツホウ） 高弁 橋 の 如 き 事 の 如 き 事 の 如 き 事

一（ツホウ）地を「サア（ーフン」とし 三百十五ケ弁の 此 面 三 角 の 形 の 如 き 事 の 如 き 事 の 如 き 事

此 面 三 角 の 形 の 如 き 事 の 如 き 事 の 如 き 事 の 如 き 事 の 如 き 事 の 如 き 事

八 此 橋 の 如 く 反 て 橋 杭 を 高 き 事 と 為 す 事 と 為 す 事 と 為 す 事

国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』 請求記号 849-65
ガラス使用

一帯刀ハ人ハ遠くさん友ひ存し候異国人は犯時ハ鉄砲の持用鉄を鋳まく
念仕付候事ニ候鉄砲ハ第一の品にて也小筒も皆火打仕掛けにて大筒も多く
車仕掛け諸色用も有之大筒も年地ニ附き何方も至て若くハ皆其仕法に異ニ候
一毎年正月にハ吉例と申て人々皆装束致し市中を廻り其ハ亜米利加ハ英
吉利ス人の手ニ属し加り「イギリス」の属国たる所其ハ申ニ「アメリカ」人事に独立
致したる日「イギリス」方ニ相成り申分ち戦をありし所仕進候して依る「イギリス」人ハ破り
て大ニ敗走して其日「アメリカ」中興の王「チヤキレン」と申者其祝ひ三日間
大ニ祝ひて右日を毎年の大会祝ひとさとり国とするなり
一当年ハ独立の日より三十二ケ年の事今ニ当り第一祝ふ第二人々を送り候第
三人事を祝ひ候て其事ニ盗賊ハからず候よし申事ニ候其首たる者ハ捕へられ候人
ニ相成候由

一蛮人ハ皆大米国の中へ放し置く人々の住する所の法を破らせ罷る程の罪を犯せし
年限を定め赦されし後ち其の者の人ハ皆蛮人の如くに扱われし候
一人を殺す者ハ死刑ニ行ハレし板を三枚の上に交罪人を後ニ押し立て足を板に
「此蛮人ニも荒加堂を設け死し趣ニ候「九之及ハ」なし
一若年も法ニ背く人ハ誉られ候保も積み及ひ板の上ニ一間余も立たし
一其外作法を背く者ハ人も有之候ハ色板ニ手も縛られ板上ニ晒しなり

第三談

烏王村(ウワホ)亜米利加風土異なる事ニ候て祝ひ候事ニ候
其ニおゐても万事中等なる事ニ候なし

一亜米利加人ハ幼少より老年迄も男女共に海を愛し男の子ハ生れたる其の

是ハ唐土諸侯の外教を尊くん

一 婚礼の儀は仲人ありて結し男女互に父母に披露し都御寺院へ参り祈誓し
其後寺の僧へ申入相互に夫婦となる事を誓ひ一生夫婦の契を守り不義
の行あれば[illegible]に於て[illegible]を誡め死ても[illegible]夫婦の外
も難(?)礼を記し[illegible]夫婦并親類[illegible]参[illegible]巻二冊とす
〔凡〕彼夫婦は離別し再縁へ[illegible]一事なき由なり

一 女子は三四歳より教へ[illegible]夫ます[illegible]人を[illegible]第一の儀とし或は数人と
取合[illegible]夫婦[illegible]三年目[illegible]親の[illegible]廿歳
[illegible]生子[illegible]大抵の[illegible]子あり
按ずるに[illegible]梅毒[illegible]の人なし

一 挙る所は大抵[illegible]脈披[illegible]地へ埋し[illegible]の人[illegible]誌も読み祈の
[illegible]切[illegible]事[illegible]

一 死ぬる人[illegible]を[illegible]事[illegible]

一 文字は横文字二十五字[illegible]
書[illegible]

一 算法の[illegible]算盤[illegible]大[illegible]方一[illegible]の[illegible]
[illegible]針の[illegible]
[illegible]消し

一 暦日[illegible]西洋[illegible]閏[illegible]三月[illegible]三月[illegible]三十日
[illegible]廿八日[illegible]年三百六十五日[illegible]一年[illegible]の[illegible]二八

かゝりあり時をも一日をも十二時を割付物にて諸をつまらし

一 鍋は洞鍋泥鍋金鍋五ツ泥鍋の小は洞鍋五六枚に当張鍋の大は五小の
十枚に当り凡そ七通りもとし金鍋の大サ枚に当り通用法

一 居材多く猪子をし以繋しい鋭姫灯も皆猪子にて居て余鍋は薩摩にて
黒は狭き口をし連切り木にて三人斗の抹を掛へ其中に鍋の抜柄を裁縫し洞鍋五
ミて上に余を表寝し左も猪子の人を連切り枚大に無ふ枚帳は用ひふし

一 薩摩の鍋から入りたれ易らかに縁あし縁有五ツ買求にて家の東姫
松本様に仕立し

一 越め町格あり日本橋里やし漢にて五ツ原国様への為とおもひしあきめ
を買ひ得ても必に病をとり得されたり

一 漢は数家五ツ二九ツの人数にて碌子を大に嫌ひ居ふし本力あり下鍋の者は下にし

一 鍋片たは出嫌ひし漢にて印度法は都児格の人すもとしていたを常に見及し

一 ヒヤナセト琴ハンチウヒア三味線セル五ツ那子格の相尾を通り詳しきに
むらふ此板より天の五ツ見出し漢を促し相尾に又くる鍋は詳しきに
とり詳をうたいし

一 舟は都て欧羅巴風に繋し印は実に見て舟は大舟は洋中に大海を乗り
度波の松を見ることにて三枚の以上に作りし

一 陸地運送車も一ツも用ひし其物大なる山を越し旅に迂遠に作り居て「レイヤシ」
とり無事に抜れ様に用しとりもとして二ツ迄年繋書にて無事に見及也

一 夜鍋に宜く計金を門張五ツ是を出物を掛け鍋より鍋は物のつゝら送り

飛脚を労せん中にて以色数なれば其の差別を仕り居たる此様私ハ存
ふし渉に石磁石を以吸せ其様を考し

一 洋中にて鯨を捕り鯨ハ横に出り鯨を見れ其を見付死生にて小舟を出し
し多くなりを打掛ケ其鯨を取其舟にて鯨に従へ弱りたる時分に大舟に
輾轉をとつて其扨間切に付り舟中大金にて渉を取し内ハ表とし
其儀を持し

一 舟に鯨の付く時ハ干豚ヲ以誘り其皮を取し或ハ其重にて実殺し取分洋中
一面に火を取る事あるとき其儀亦を示すけ之も火にて八無し皆汐の何
もの見こそ其ハ其の火の横へ尾来る事ハ其ハ海鯨にて汐の事
にあらしし

一 七年に至り午年小亜米利加「ボーストン」とよ木の軍舟一般渉量の為諸国を廻り
日本へ入津情に不陸海にしてとり論されて其数本航到し候所にて其事ハ
其彼国礼ハ其儀ハ其ハ英吉利比舟阿蘭陀と偽り日本の出張ハ三度入津
到て見三度ハ見ら見其数也航到る事也彼国の儀ハ誠にとく

一 亜米利加其籍小極量を初め洋中航海の月量百餘ハ其ハ月量
もの内にて無し其洋中にて見及ぶし故ハ其ハ其ハ其ハ其ハ
其日海軍強くして見ふしハ

一 其亜米利加東岬を廻り時氷山の流出来るを見し大船ハ其量廻り
其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ情。

一 其の海の山色赤ハ無し海底の砂皆鉛色にて其ハ其ハ西海と同
事ハ取り

一大洋中ニ磁石の岬在之趣ニ付右岬ニ近寄候節ハ針之抜ハとや申事ニ而大き

なれし洋中ニて鉄炮の損ハ不ハ出来不申候

一洋中ニて逆風相成候節ハ順風ニ成口ニ而帆を落し「ワロホレ」色

帆を立の方より順風待候而立て「ワホレ」へ差詰有之候而抜き候事

一亜米利加ニ而の舟ハ下ニ而碇を積キ并二せまきハ一而計ニ而右舟ニ

切抜ニ而航海便利ニ而切抜之由極て七不及手薄本ニ而の渺ハ無く

且渺渺無ニ而切抜之所「メキシコ」の方ハ海岸ニ而多く地を持候得とも山

も多の利を手有之者候得十年の御話筏一日ニ而手取り申候右手放便

且帰り候而申ニ而候而ハ漂流ニ付而候而右申仕候

嘉永七年 求之

亜米利加文字二拾六

右ハ右様の字ニ数品有之

文字不同

オー、　チエイ　オー、　チイ　アキン

ツー　アイ　エン　エン　レイ

アイフ　エンム　アト　メラリ　コウ

ビイ　ケイ　エル　キウ　ヘイ

ド　アイ　二 アス　三 ケイ　四 エイ

五 エウ　六 ツイ

849
65

嘉永六年癸丑冬十一月六日寄了
七日夜令赤脚豎熊吉校之云

国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』　請求記号 849-65
ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『漂客談奇』　請求記号 849-65